

技能業務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成29年4月

1 技能業務職員の給与等の状況

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等データ及び民間従業員のデータ

区 分	岡 崎 市			民 間			A/B
	平 均 年 齢	職 員 数	平 均 給 与 月 額 (A)	対 応 す る 民 間 の 類 似 職 種	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額 (B)	
全 体	49.4 歳	392 人	397,246 円	-	-	-	-
清 掃 職 員	49.5 歳	126 人	427,587 円	廃棄物 処 理 業 従 業 員	44.9 歳	289,500 円	1.48
用 務 員	52.0 歳	54 人	388,175 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.94
自動車運転手	48.5 歳	10 人	426,568 円	自家用 乗 用 自 動 車 運 転 者	61.1 歳	245,900 円	1.73
そ の 他	48.7 歳	202 人	379,295 円	-	-	-	-

注 1 岡崎市における「平均給与月額」とは、平成28年4月1日現在における給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

2 民間データは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成24年から平成26年までの3箇年平均）を使用しています。

3 技能業務職の職種と民間企業の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職種別・年齢別の人数及び平均給与（平成28年4月1日現在）

区 分	清 掃 職 員		用 務 員		自動車運転手		そ の 他	
	人員 (人)	平均 給与 (百円)	人員 (人)	平均 給与 (百円)	人員 (人)	平均 給与 (百円)	人員 (人)	平均 給与 (百円)
18～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23歳	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27歳	-	-	-	-	-	-	1	2,119
28～31歳	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35歳	3	3,394	-	-	-	-	7	3,099
36～39歳	14	3,682	4	3,113	1	3,390	17	3,383
40～43歳	11	3,689	2	3,220	2	3,414	41	3,339
44～47歳	21	4,177	5	3,824	1	3,758	21	3,863
48～51歳	21	4,495	13	3,990	2	4,596	34	3,986
52～55歳	26	4,565	15	4,168	2	4,379	40	4,183
56～59歳	27	4,668	11	4,306	2	5,362	40	4,039
60～63歳	3	3,181	4	2,451	-	-	1	2,311
64～67歳	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	126	4,275	54	3,881	10	4,265	202	3,792

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能業務職給料表（国家公務員の行政職俸給表（二）に同じ。）を適用

イ 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を支給しています。

ウ 昇給基準

毎年4月1日に同日前1年間における勤務成績に応じ、4号給（57歳を超える場合は2号給）を標準として昇給することとしています。

2 給与に関する基本的な考え方

- (1) 技能業務職員等の給与については、その職務の特性や内容を踏まえつつ、民間の給与水準等との均衡に留意し、市民の理解が得られるよう適正化に向けて取り組みます。
- (2) 技能業務職員等の担う業務については、民間の技術やノウハウを活用することで市民サービスの向上、行財政運営の効率化が可能と判断される場合は民間委託を推進していきます。
- (3) 業務の意遂行上、委託等が困難又は不適当と認められる業務については、給与水準の適正化に向けた見直しを行います。

< 給与の見直し状況 >

実施時期	取 組 内 容
平成22年4月～	給料月額を平均0.1%引下げ
平成23年4月～	給料月額を平均0.2%引下げ
平成25年3月～	退職手当の支給水準の段階的引き下げ開始（最高支給割合：59.28月→49.59月）
平成25年4月～	自ら居住する住居を所有している職員に対する住居手当の支給月額の引下を実施（4,500円→2,500円）
平成26年4月～	55歳を超える職員の昇給を原則禁止
平成26年4月～	適用給料表を6級制から5級制に変更 自ら居住する住居を所有している職員に対する住居手当の廃止
平成27年4月～	給料月額を平均2%引下げ
平成29年4月～	適用給料表を国家公務員の行政職俸給表（二）に改定 従来は国家公務員の行政職俸給表（一）の5級までを使用

3 定員の適正化等について

民間委託の推進と定員の適正化を図るため、平成19年度から原則として退職不補充とし、民間委託の推進や非常勤職員の活用により定員の適正化を進めてきた結果、平成17年度に574人であった技能業務職員（企業職員を含む。）は、平成28年度は433人と約140人の削減となりましたが、採用抑制は技能業務職の平均年齢の上昇と、在職者のいない年齢層を拡大することになりました。

そこで、必要な技術の伝承や年齢構成の適正化を図るため、災害時や非常時の対応等を含め、各業務の公共性、行政が関与・実施する妥当性等を評価した上で、行政の担うべき役割の範囲を精査し、直営と民間委託の仕分けを検討した。

その結果、10年後に技能業務職員を142人削減することとしたため、これまでの退職不補充を改め、定期的な採用を再開し、技能業務職の適正な定員管理を実施していきます。

< 技能業務職員数の推移（企業職員を含む。） >

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人数	574	568	553	541	525	513	505	492	476	465	452	433

< 定員の見直し状況 >

実施時期	取 組 内 容
平成19年度	「技能業務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」策定 原則として退職不補充とし、民間の技術やノウハウを活用することにより、市民サービスの向上、行財政運営の効率化が可能な業務については、民間委託の推進と定員の適正化を推進
平成23年度	ごみ処理溶融施設の運転管理業務を民間委託
平成26年度	可燃ごみ収集運搬業務を一部民間委託
平成26、27年度	現業部門のあり方について、所管課と協議 直営業務と委託化推進業務の仕分け完了
平成27、28年度	職員組合と給与水準の適正化に向けた協議実施
平成28年度	職員組合へ10年間で技能業務職員を142人削減することを提示 技能業務職員の採用試験再開